

先物・オプション取引ルールについて

楽 天 証 券 株 式 会 社

目 次

1. 先物オプション取引口座開設までの流れ	2
2. 口座開設基準	
3. 取扱商品と限月	3
4. 取扱時間	4
5. 取引単位	4
6. 呼値の単位	
7. 値幅制限	5
8. サーキットブレーカー制度について	
9. 即時約定可能値幅について	5
10. 取引規制について	6
11. 注文について	
12. 証拠金等の前受け	7
13. 証拠金について	
14. 証拠金の日々計算について	
15. 先物・オプション取引の決済方法	7
16. 決済日（精算日）	8
17. 最終の取引日	8
18. 最終決済期日（精算期日）	
19. 追加証拠金（追証）	
20. 強制決済	
21. 決済等に伴う不足額	8
22. 当社取引手数料と建玉上限	9
23. ご出金について	

※本書では「株価指数先物取引及び株価指数オプション取引」を総称して、「先物・オプション取引」としております。

※本書において、「日経225先物取引」に係る説明のうち、特に注釈の無いものは「日経225ミニ先物取引」を含めております。

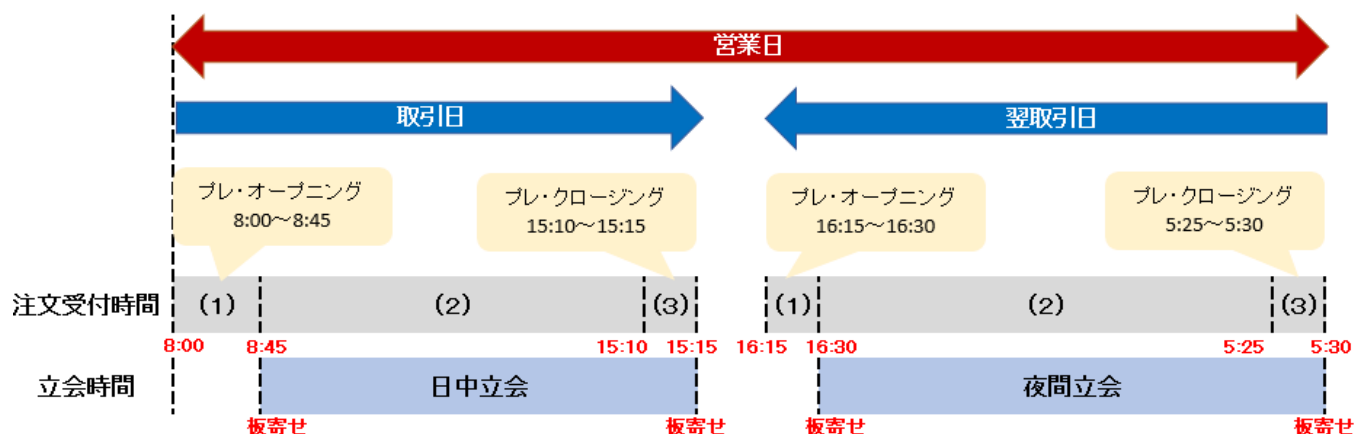
※本書において、取引の日付に係る定義は以下のとおりです。

（留意事項）

(1)、(3)の時間帯は、新規・訂正・取消しの各注文が発注可能であるが、マッチングは行わない。

（※ノンキャンセル・ピリオドの時間帯の訂正・取消し注文は除く）

(2)の時間帯は、新規・訂正・取消しの各注文が発注可能で、マッチングも行う。



1. 先物・オプション取引口座開設までの流れ

先物・オプション取引口座の開設方法は、次のとおりです。

- ①当社に総合証券取引口座または法人口座を開設していただきます。
- ②メンバーページの先物・オプション取引口座開設申込画面から、お申し込みいただきます。申込画面では、お客様のメールアドレス、ご勤務先、その他質問項目をご入力いただきます。
法人口座のお客様については、カスタマーサービスセンターへお電話をいただき、お申込をお受けいたします。後日、お申込書を郵送いたしますので、必要事項をご記入の上、署名、捺印を行い、ご返送ください。
- ③WEB画面上（法人口座の場合は書面）で先物・オプション取引ルールなど質問事項にお答えいただき、審査を行います。（ただし、当社が必要と判断したお客様につきましては、お電話での審査が必要となる場合があります。）
- ④審査結果については、電子メールまたは郵送で通知させていただきます。
- ⑤審査に通ったお客様のうち、法人口座のお客様ならびに一部のお客様に対して追加で差し入れていただく書類（「株価指数先物・オプション取引に関する確認書、差換預託に関する同意書 兼 株価指数先物・オプション取引の差金等決済に関する告知に係る申請書」、及び「先物・オプション取引口座設定約諾書」（但し、本約諾書は法人口座のお客様のみ））をご自宅あてに送付いたします。署名・捺印をしていただいたあと、当社あて返送していただきます。
なお、法人のお客様に差し入れていただく「先物・オプション取引口座設定約諾書」には、4000円の収入印紙の貼付が必要です。収入印紙を貼付し、ご返送ください。
- ⑥当社で書類の到着を確認いたします。（返信の必要がない場合はこの限りではございません。）
- ⑦当社内でお客様の先物・オプション取引口座の開設を登録いたします。
- ⑧お客様に先物・オプション取引口座開設完了の旨を電子メールまたは郵送でお知らせいたします。

【ご注意！】金融商品仲介業者を通じて、お取引なさっているお客様は手順が一部異なりますので、担当の金融商品仲介業者にお問い合わせください。

※平成23年11月7日以降に口座を開設する法人のお客様の場合、原則として、前項の書類以外に代表者の個人連帯保証書

（注）と印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）の差入をお願いいたします。

（注）連帯保証書（信用取引口座開設申込書類に同封されております。）には200円の収入印紙を貼付し、代表者の署名、捺印（実印）をお願いいたします。

2. 口座開設基準

先物・オプション取引は、現物株の取引に比べてリスクが大きく、大きな利益を得られる可能性がある一方で大きな損失を被る可能性もあります。したがって、当社で先物・オプション取引口座を開設していただくにあたっては、次の条件を満たしていただくことが必要となりますので、どうかご理解いただきたくお願い申し上げます。

◇先物・オプション取引口座の申込をしていただくにあたっては、本書及び「先物・オプション取引に関する説明書」、「先物・オプション口座設定約諾書」、「先物・オプション取引に関する確認書、差換預託に関する同意書 兼 先物・オプション取引の差金等決済に関する告知に係る申請書」、「先物・オプション取引規定」の内容をご承諾いただくこと。

◇当社の定める基準を満たしていること。

先物・オプション取引は、通常の現物取引に比べて取引方法や取引の仕組みが複雑になっています。また、現物取引と比べてリスクが非常に大きいことが特徴です。したがって、お客様が先物・オプション取引を始めるにあたっては、お客様が当社の定めた基準に該当しているかどうかを審査させていただくことといたします。

主な基準は次のとおりです。

○お客様が当社の総合証券取引口座または法人口座を開設していること。

当社で先物・オプション取引をお申し込みになる場合は、必ず当社の総合証券取引口座または法人口座を開設していただく必要があります。

○お客様がインターネットをご利用になれる環境をお持ちであり、パソコンの操作に支障がなく、ご自身のメールアドレスをお持ちであること。

先物・オプション取引口座開設のお申し込みは、当社のWEB画面、又は電話（法人口座の場合）で受け付けいたします。したがって、インターネットをご利用になれる環境は必須となります。また、重要なご連絡につきましては、電子メールで当社からご連絡いたしますので、ご自身のメールアドレスをお持ちであることも必須となります。

○マーケットスピードをご利用いただけること

当社の先物・オプション取引は、マーケットスピードがメインの取引チャネルとなりますので、マーケットスピードをご利用いただくことが必須となります。WEBからはお取引いただけませんので、ご了承ください。また、携帯端末でのお取引は補完的なものとしてご利用ください。

○お客様が当社と常に電話で連絡を取れる状況にあること。

建玉の評価損益や証拠金の状況は、相場の変動によって大きく変化することがあります。また、先物・オプション取引の決済注文についてはお客様の差し入れ又は預託している証拠金の範囲でまかなうことができない不足金が発生することもあります。不足金（「21. 決済等に伴う不足額」をご覧ください。）が発生した場合は、当社よりマーケットスピードのログイン後の「お知らせ・連絡」の画面に掲載するなどしてご連絡させていただきます。

○住所または所在地や電話番号、職業（勤務先）等が当社に正しく登録されていること。

上記のように当社よりお客様に常に連絡が行える状態としていただくため、住所または所在地や電話番号、勤務先等は正しくご登録いただく必要があります。

○差換預託が行われることに同意していただくこと。

当社ではお客様から差し入れられた取引証拠金は「先物・オプション取引口座設定約諾書」第3条第2項の規定により差換預託されることがあり得るため、差換預託に同意いただけることが必要です。

○お客様が先物・オプション取引の経験また株式投資の経験をお持ちであること。

前述のとおり、先物・オプション取引は、通常の現物取引に比べて取引方法や取引の仕組みが複雑になっており、また現物取引と比べてリスクが非常に大きいことが特徴です。したがって、先物・オプション取引においては取引時に相応の知識・経験が要求されます。当社の先物・オプション取引においては、すでに先物・オプション取引のご経験をお持ちであるか、一定の株式取引のご経験がある方を対象にさせていただきます。

○先物・オプション取引を行う時点で取引最低証拠金を入金できること。

当社先物・オプション取引においては、口座開設後に新規建玉を建てる際に取引最低証拠金以上の現金を必要とします。また、先物・オプション取引の損失リスクを考慮し、当社にお預け入れの現金・有価証券を含めて最低100万円以上の金融資産をお持ちであることが条件となります。

○本書等を電子的に交付することに同意いただけること。

先物・オプション取引口座開設時に交付する本書及び「先物・オプション取引に関する説明書」、「先物・オプション取引規定」、「先物・オプション取引口座設定約諾書」を書面に代えて電子的に交付しますので、WEBでご確認いただくことにご了承いただく必要があります。

※法人口座のお客様の場合は、これらの書面を郵送にて交付いたします。なお、「株価指数先物・オプション取引に関する確認書、差換預託に関する同意書 兼 株価指数先物・オプション取引の差金等決済に関する告知に係る申請書」、及び「先物・オプション取引口座設定約諾書」については、電子ではなく、書面に署名・捺印いただき、同意いただきます。

上記取引基準を満たしていただくほかに、当社では、WEBで口座開設審査（法人口座のお客様の場合は書面による審査）を行っております。また、当社が必要と判断したお客様につきましては、お電話での審査が必要となる場合があります。上記取引基準を満たしている場合でも必ずしもお客様のご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご理解ください。ただし、その場合の理由については一切開示いたしません。審査の結果、口座開設完了のご連絡につきましては、電子メールで通知いたします。

3. 取扱商品と限月

①大阪取引所上場の日経225先物取引

【日経225先物の取引限月とその数】

日経225先物取引は、3月、6月、9月、12月の限月取引の13限月取引制。この方式に基づくと各限月取引の期間は、6月、12月の各限月取引については5年、3月、9月の各限月取引については1年6か月となっております。直近の限月取引の最終の取引日の翌営業日（翌取引日の日中取引開始時）から新しい限月取引が開始されます。

②大阪取引所上場の日経225ミニ先物取引

【日経225ミニの取引限月とその数】

日経225ミニ先物取引は、3月、6月、9月、12月の限月取引の13限月取引（各限月取引の期間は、6月、12月の各限月取引については5年、3月、9月の各限月取引については1年6か月）に加え、マンスリー限月（3月、6月、9月、12月以外の限月）のうち直近の3限月を加えた16限月取引制。マンスリー限月取引の期間は、5ヶ月（2月、5月、8月、11月の各限月取引については4ヶ月）となっております。直近の限月取引の最終の取引日の翌営業日（翌取引日の日中取引開始時）から新しい限月取引が開始されます。

③大阪取引所上場の東証マザーズ指数先物取引

【東証マザーズ指数先物の取引限月とその数】

東証マザーズ指数先物取引は、3月、6月、9月、12月の限月取引の直近5限月取引制。この方式に基づくと各限月取引の期間は、1年3か月となっております。直近の限月取引の最終の取引日の翌営業日（翌取引日の日中取引開始時）から新しい限月取引が開始されます。

④大阪取引所上場の日経225オプション取引

【日経225オプションの取引限月とその数】

日経225オプション取引は、従来限月取引となる3月、6月、9月、12月のメジャー限月取引の13限月取引（各限月取引の数は、6月、12月の各限月取引については直近10限月、3月、9月の各限月取引については直近3限月）に加え、マイナー限月（3月、6月、9月、12月以外の限月）のうち直近の6限月を加えた19限月取引と、週次限月取引となる直近の連続4週次設定限月（第2週目を除く）の4限月を加えた合計23限月取引制。直近の限月取引の最終の取引日の翌営業日（翌取引日の日中取引開始時）から新しい限月取引が開始されます。

4. 取扱時間

当社の取扱時間は、次のようになります。

時間帯	注文受付状態
前日16時15分～前日16時30分	夜間立会 プレ・オープニング 注文受付
前日16時30分～当日5時25分	夜間立会 ザラバ注文受付
当日5時25分～当日5時30分	夜間立会 プレ・クロージング 注文受付
当日5時30分	夜間立会 クロージング・オークション 板寄せ
当日5時30分～当日7時30分（バッチ処理時間帯を除く）	予約注文受付
当日7時40分～当日8時	日中立会 プレ・オープニング 前注文受付
当日8時～8時45分※	日中立会 プレ・オープニング 注文受付
当日8時45分※～15時10分	日中立会 ザラバ注文受付
当日15時10分～15時15分	日中立会 プレ・クロージング 注文受付
当日15時15分	日中立会 クロージング・オークション 板寄せ

※日経225オプション取引は9時となります。

5. 取引単位

【日経225先物取引】 日経225の1,000倍が1単位（枚）となります。

【日経225ミニ先物取引】 日経225の100倍が1単位（枚）となります。

【東証マザーズ指数先物取引】 東証マザーズ指数の1,000倍が1単位（枚）となります。

【日経225オプション取引】 プレミアム価格の1,000倍が1単位（枚）となります。

6. 呼値の単位

【日経225先物取引】	10円
【日経225ミニ先物取引】	5円
【東証マザーズ指数先物取引】	1ポイント
【日経225オプション取引】	50円以下 1円
	50円超 1,000円以下 5円
	1,000円超 10円

7. 値幅制限

株価指数先物・オプション取引の値幅の限度について、サーキットブレーカー（CB）発動前は、株価指数先物取引で8%、日経225オプション取引では各銘柄の価格帯に応じて設定され、サーキットブレーカー（CB）発動に応じて1取引日中に同一方向に2段階拡大します。

株価指数先物取引	通常時制限値幅	第一次拡大時 制限値幅	第二次拡大時 制限値幅
価格帯に関係なく	8%	12%	16%

日経225オプション取引 価格帯	通常時制限値幅	第一次拡大時 制限値幅	第二次拡大時 制限値幅
50円未満	4%	7%	10%
50円以上200円未満	6%	9%	12%
200円以上500円未満	8%	11%	14%
500円以上	11%	14%	17%

8. サーキットブレーカー制度について

サーキットブレーカー制度とは、急激な先物価格の変動があった場合、取引所によって一時的に取引の中断が行われる措置です。先物価格が値幅の限度となった場合に発動され、CBの発動状況に応じて値幅の限度を段階的に拡大します。

	制度
発動条件	先物取引の中心限月取引において、次の①かつ②に該当した場合 ①制限値幅の上限(下限)値段に買(売)呼値が提示された(当該値段で取引が成立した場合を含む)場合 ②制限値幅の上限(下限)値段から一定値幅※を超える値段で1分間以上取引が成立しない場合 ※指数先物・・・通常時の制限値幅の10%
中断対象	①同一資産を対象とする株価指数先物取引の全限月取引 ②同一資産を対象とするオプション取引の全限月取引・全銘柄
適用除外の条件	・14:50～15:10まで ・5:05～5:25まで ・制限値幅を最大値幅まで拡大した後に再度発動基準に該当した場合等 なお、上記時間帯にサーキットブレーカーの発動基準に該当した場合、サーキットブレーカーは発動しませんので、直近の制限値幅のまま引けの板寄せを行います。
中断開始	サーキットブレーカー発動条件該当直後の大阪取引所がその都度定めるとき
中断時間	10分間
再開方法	中断中に制限値幅を拡大のうえ、板寄せ方式により取引を再開します。
基準値段	取引日単位で洗替えます。

※取引再開時の板寄せでは、制限値幅の範囲内であれば即時に取引が成立します。

※値幅の限度の拡大は取引の一時中断中に行います。値幅の限度が拡大される前に、拡大前の制限値幅を超える注文は受け付けられません。

9. 即時約定可能値幅（DCB値幅）制度について

即時約定可能値幅（DCB値幅）制度とは、誤発注等による価格急変防止の観点から、株価指数先物取引では直近の最良気配仲値（直近の約定価格を含む）から、オプション取引では直近の約定値段から、即時約定可能値幅（DCB値幅）を越えて、上昇又は下落する注文が発注された場合に、即時約定可能値幅（DCB値幅）の範囲内で対当できる数量を約定させた上で、取引を一次中断する措置です。DCB解除時の板寄せにおける対当値段がDCB中の基準となる値段から一定値幅の範囲外である場合には、連続して取引が一時中断されます（連続DCB）。

即時約定可能値幅（DCB値幅）は、立会における直近の最良気配仲値（直近の約定価格を含む）から、区分ごとに以下の範囲内となります。

区分	即時約定可能値幅（DCB値幅）
株価指数先物取引	上下0.8%
オプション取引	上下10Tick

即時約定可能値幅（DCB値幅）制度の中断時間は、株価指数先物は30秒間、オプションは15秒間となります。

10. 取引規制について

先物・オプション取引では、市場の動向に応じて取引規制を行うことがあります。大阪取引所が発動する取引規制は次に掲げるものとなります。また、発動後はすみやかに、当社ホームページに記載いたしますので、ご確認ください。主要な取引規制については、次のとおりです。

「制限値幅の縮小」「証拠金差入日時又は預託日時の繰上げ」「証拠金額の引上げ」「証拠金の有価証券による代用の制限」「証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ」「取引代金の決済日前における預託受入れ」「株価指数先物取引の制限又は禁止（自己取引の禁止等）」「株価指数オプション取引の制限又は禁止（自己取引の禁止等）」「建玉制限」「先物取引等の一時中断措置（サーキットブレーカー制度）」

11. 注文について

当社での先物・オプション取引の注文種類・注文条件については、次のとおりです。

(注文種類)

注文種類	概要
指値注文	価格の限度を指定して発注、指定した価格又はそれより有利な価格で約定する注文
成行注文	価格の限度を指定せずに発注し、最良の売呼値又は買呼値と順次対当する注文
逆指値注文	価格の限度を指定して発注、「指定した価格まで下落したら売り」又は「指定した価格に上昇したら買い」とする注文。通常の指値注文と反対の形態となる注文
逆指値付通常注文	通常の注文と、逆指値注文を同時に執行する注文方法

(注) 指値注文から成行注文といった注文種類の訂正はできません。

(注文条件)

注文に付加する条件として、執行数量条件・執行時間条件があります。

執行数量条件	Fill and Store (FAS)	一部約定後に未執行数量が残るとき、その残数量を有効とする条件
	Fill and Kill (FAK)	一部約定後に未執行数量が残るとき、その残数量を失効させる条件
	Fill or Kill (FOK)	全数量が直ちに約定しない場合は、その全数量を失効させる条件

さらに、執行時間条件は以下のとおりです。

執行時間条件	本日中	当日の日中立会終了まで有効(夜間立会中に受け付けた注文は当日の夜間立会終了まで有効)とする条件
	引け	クローリング・オークション(日中・夜間)の注文として、プレ・クローリング中に自動的に取引所へ発注する条件

(注) 執行時間条件の「本日中」とは、日中取引では当該日中取引まで、夜間立会では当該夜間立会までとなります。そのため、夜間立会から日中取引、日中取引から夜間立会に注文は引き継がれません。(「今週中」の執行条件は受け付けておりません。併せて「4. 取扱時間」をご参照ください。)

(ノンキャンセル・ピリオドについて)

板寄せ直前の注文訂正・取消しによる価格変動を防止するため、立会取引の寄付き及び引け前に、訂正・取消し注文を原則として受け付けない時間帯(ノンキャンセル・ピリオド)があります。ノンキャンセル・ピリオドの対象商品や時間帯は以下のとおりです。

対象商品	日経225先物、日経225ミニ
対象時間帯	「日中立会とナイト・セッションの寄付き前1分間(8:44~8:45・16:29~16:30)」及び「ナイト・セッションの引け前1分間(5:29~5:30)」(※日中立会の引け前の1分間は対象外)

12. 証拠金等の前受け

当社での先物取引の新規建注文およびオプション取引の新規売注文においては、金融商品取引所が定める証拠金所要額の計算方法に準じて当社が別に定める計算方法により算出した当社証拠金所要額（「先物・オプション取引に関する説明書」-別紙「○ 証拠金について」をご覧ください。）以上の金銭をあらかじめ差し入れ又は預託していただく必要があります。また、オプション取引の買付注文（オプション売建玉の買戻し含む）においては、オプションプレミアムに基づき当社が別に定める計算方法により算出した額以上の買付代金相当額をあらかじめ差し入れ又は預託していただく必要があります。

差し入れ又は預託していただく証拠金は原則現金です。株券（代用有価証券）は、証拠金として差し入れ又は預託することはできませんので、あらかじめご了承ください。また、預り金から証拠金への振替はお客様ご自身で事前に行ってください。証拠金への振替については、転売時、決済時を除き、原則お客様ご自身でお手続きしていただきます。

（注）新規にお取引いただいた当日の建玉状況によっては、証拠金不足による追加証拠金が発生する場合があります。証拠金は余裕を持って差し入れ又は預託していただくなど、リスク管理には十分ご注意ください。

13. 証拠金について

当社証拠金所要額等およびその算出方法は、「先物・オプション取引に関する説明書」-別紙「○ 証拠金について」にてご確認ください。

14. 証拠金の日々計算について

当社は、毎取引日の取引終了後に、お客様の全建玉および当該取引日の全取引の状況等に基づき、お客様の当社受入証拠金の額、当社証拠金所要額、最低証拠金所要額を算出いたします。この結果、お客様の当社受入証拠金の額が最低証拠金所要額を下回った場合には、不足額以上の追加証拠金（「19. 追加証拠金（追証）」をご覧ください。）を差し入れ又は預託していただきます。証拠金の維持率は取引画面に表示いたしますので、こちらでご確認ください。

（注1）先物取引の建玉については、毎日の清算指数を基準として値洗いが行われます。その評価差損益の当社での取扱いは「先物・オプション取引に関する説明書」-別紙「○ 証拠金について」④（注2）のとおりとし、当社受入証拠金の計算に反映されます。

（注2）オプション取引の建玉については、値洗いは行われず、毎日の清算指数を基準として算出されるネット・オプション価値の総額が証拠金所要額の計算に反映されます。なお、オプション取引における清算指数とは、金融商品取引所が定める理論価格または本質的価値（プットオプションにあっては、権利行使価格からその日のオプション清算指数を差し引いて得た数値、コールオプションにあっては、その日のオプション清算指数から権利行使価格を差し引いて得た数値）のいずれかの数値で金融商品取引所が定める数値となります。

15. 先物・オプション取引の決済方法

先物・オプション取引における建玉の決済方法は、次のとおりです。

①反対売買による方法

買建の場合には転売、売建の場合には買戻しをすることによって決済する方法です。

②SQによる決済

最終の取引日を過ぎて未決済建玉がある場合は、SQ（特別清算指数）値に基づいて、決済されます。決済代金は、次のとおりです。なお、オプション買建玉のSQによる決済は、自動権利行使されますので、権利消滅以外の建玉は権利放棄することができません。オプション売建玉の権利割当が行われた場合には、大阪取引所より割当てられた数量の売建玉をお持ちのお客様に、当社が定めるところにより割当て、その結果を速やかに通知いたします。

【日経225先物・東証マザーズ指数先物】

売建玉の場合・・・決済代金＝（建単価－SQ値）×建数量×1,000－（手数料＋消費税）

買建玉の場合・・・決済代金＝（SQ値－建単価）×建数量×1,000－（手数料＋消費税）

【日経225ミニ先物取引】

売建玉の場合・・・決済代金＝（建単価－SQ値）×建数量×100－（手数料＋消費税）

買建玉の場合・・・決済代金＝（SQ値－建単価）×建数量×100－（手数料＋消費税）

【日経225オプション】

$(SQ値 - 買建玉の権利行使価格) \times 数量 \times 1,000 - (手数料 + 消費税) = 決済代金 \geq 0$ 権利行使(コールオプション)

$(買建玉の権利行使価格 - SQ値) \times 数量 \times 1,000 - (手数料 + 消費税) = 決済代金 \geq 0$ 権利行使(プットオプション)

$(SQ値 - 買建玉の権利行使価格) \times 数量 \times 1,000 - (手数料 + 消費税) = 決済代金 < 0$ 権利消滅(コールオプション)

$(買建玉の権利行使価格 - SQ値) \times 数量 \times 1,000 - (手数料 + 消費税) = 決済代金 < 0$ 権利消滅(プットオプション)

(注1) オプション買付代金・先物決済損がある場合、証拠金を預り金に自動的に振替えて決済いたします。この場合、預り金に残高がある場合でも、証拠金を振替えて決済いたしますので、ご了承ください。

(注2) オプション売却代金・先物決済益は預り金で決済をし、その金額を自動的に証拠金に振り替えます。

(注3) SQ (Special Quotation 特別清算指数) とは、株価指数先物取引やオプション取引などの最終決済を行うための数値 (=清算指数) のことをいい、最終の取引日の翌営業日における指数構成銘柄の始値に基づいて算出されます。期日前に反対売買による決済が行われない場合には、清算指数として使用されます。

16. 決済日 (精算日)

株価指数先物取引およびオプション取引の決済日 (精算日) は、転売・買戻を行った取引日の翌営業日です。したがって、夜間立会の決済日 (精算日) は転売・買戻を行った日の翌々営業日となります。

17. 最終の取引日

各銘柄の最終の取引日は、従来限月取引においては当該限月の第2金曜日 (SQ日) の前取引日まで、週次限月取引においては当該週次限月の金曜日 (SQ日) (第2金曜日除く) の前取引日までです。

(注) 当該限月の金曜日 (該当日が休業日にあたる場合は前営業日) のことを、以下本書において、「SQ日」といいます。

18. 最終決済期日 (精算期日)

各銘柄の最終決済期日 (精算期日) は、当該限月のSQ日の翌営業日です。最終の取引日を過ぎて未決済の建玉は、SQ値によって決済されます。

19. 追加証拠金 (追証)

お客様の当社受入証拠金が最低証拠金所要額を大引けの時点で下回った場合、お客様は翌営業日正午までにその差額 (不足額) 以上の金銭を追加証拠金 (追証) として差し入れ又は預託しなければなりません。翌営業日正午までに当社にて不足額以上の差し入れ又は預託が確認できなかった場合は、**建玉を強制決済 (「20. 強制決済」をご覧ください。) させていただくことができるものとします。** ご注意ください。

(注1) 同時に信用取引口座をご開設済のお客様は、委託保証金維持率および引出余力による計算結果からお預かり金 (新たにご入金いただいた金額も含みます。以下同。) の一部が拘束され、証拠金に振替えることができない場合がございます。ご注意ください。

(注2) 追証は、原則、お客様ご自身で、所定の時間までに当該金銭の振替指示をしていただく必要がございます。振替指示をされなかった場合、追証は解消されませんので、ご注意ください。なお、証拠金へ振替える前に他商品の購入等に使用された場合は、全部又は一部の金銭の振替指示ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

20. 強制決済

上記 (「19. 追加証拠金 (追証)」をご覧ください。) の理由により、追証を差し入れ又は預託する必要がある場合は、翌営業日正午までに差し入れ又は預託していただきます。差し入れ又は預託が確認できない場合は、お客様の意思に関係なく、また当社からの連絡の有無にかかわらず**当社の任意でお客様の計算により、先物全建玉およびオプション全建玉を処分させていただくことができるものとします。** お客様におかれましては、常に証拠金および先物・オプションの建玉を確認していただき、ご自身の口座の状況を把握していただくことが必要となります。

21. 決済等に伴う不足額

先物・オプション取引の決済 (先物取引におけるSQ値による決済ならびにオプション取引における権利行使・割当に伴う決済を含みます。) に伴う現金支払予定額が、お客様が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額を上回った場合

には、当該不足額以上の金銭を別途ご入金いただきます。当該不足額につきましては、発生日の翌営業日正午までに当社にご入金いただきます。

お客様から当該期限までに当該不足額のご入金がない場合、当社はお客様に通知することなく、**当社の任意でお客様の計算により適宜債務の弁済を行うことができるものとします。**

なお、決済日（精算日）当日に信用取引による決済損および立替金による預り金不足が生じている場合、先物・オプション取引における追証解消のための入金であっても、証拠金に充当できない場合があります。ご注意ください。

22. 当社取引手数料と建玉上限

当社取引手数料および建玉上限は、「先物・オプション取引に関する説明書」 - 別紙「○ 当社手数料について」および「○ 建玉上限について」にてご確認ください。

23. ご出金について

ご出金については、お客様の建玉と証拠金の状況を考慮して、ご出金の可能な額を算出し、その範囲内でご出金が可能となります。したがって、証拠金の計算結果如何により、預り金があっても必ずしもご出金できない場合もございます。また、同時に信用取引口座をご開設のお客様が、委託保証金維持率による計算結果から預り金の一部が拘束され、ご出金にならない場合がございます。ご注意ください。

以上

(2017年11月)